

ドイツにおける動物保護の変遷と現状

中 川 亜紀子

はじめに

ドイツは環境問題に関して先進国というイメージが定着しているが、実は動物保護についても、たとえば日本と比べた場合、はるかに進んでいる点が多い。日本では近年のペットブームにより、多くの家庭で犬、猫、あるいはその他の動物が飼育されている。統計に拠れば2011年度に日本国内で飼育されている犬猫は合計で約2,154万頭（犬11,936千頭、猫9,606千頭）だという¹⁾。犬猫以外にウサギ、ハムスター、鳥、爬虫類などの小動物も合わせると、かなりの数の世帯が動物を飼育していると考えられる。その一方で、引っ越しや家庭環境の変化などにより飼えなくなったペットの飼育放棄も問題となっている。飼育放棄や通報などにより捕獲され保健所に持ち込まれる犬猫のうち、新しい飼い主の元にもらわれていく数はごく限られ、大半は殺処分されてしまう。その数は、2008年度の調査で年間276,212頭（全国）であった²⁾。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災は、人間と動物の関係について我々に再考を迫る大きな契機になったといえる。この震災により引き起こされた福島原発事故とその後の避難勧告により、原発の近隣住民たちは緊急にその土地から離れることを余儀なくされた。その際、ペットや家畜といった多くの動物たちはそのまま取り残された。当初は数日で帰宅できると考えられていたためである。しかし、その後、原発の周囲は立ち入り禁止区域となり、住民の一時帰宅がようやく実施されたのは、原発から半径20km圏内で震災から2か月後の5月10日であった。その間に、水や餌を失った多くの家畜やペットが命を落とすこととなった。震災から1年後の2012年3月においても、警戒区域は未だ解除されておらず、多くの動物たちが取り残されたままである。環境省によると、その数は犬猫だけでも数百頭とみられる。2012年3月になり、環境省はようやく警戒区域に取り残されたままの犬猫の一齐保護に乗り出したが、半ば野生化し人間を警戒するようになった動物たちの保護に困難が伴うことは想像に難くない³⁾。さらに、保護した後に飼い主が見つからない場合はどうするのか、保護されずに取り残された動物たちを今後どうするのかなど、課題は多い。

日本におけるこのような状況を眼の前にすると、次のような疑問を抱かずにはいられない。

- 1) 一般社団法人ペットフード協会 (<http://www.petfood.or.jp/>) の調べによる。飼育世帯率としては、犬17.7%、猫10.3%。
- 2) 内訳は、犬82,464頭、猫193,748頭。前年度に比べると23,104頭減少している。自治体の取り組みやボランティア団体の活動により、殺処分数は年々減少傾向にある。以上、環境省のデータより。
- 3) 計3回にわたる保護活動の結果は、犬13頭、猫93頭であった。環境省の3月27日付発表より。

すなわち、人間にとって動物はどのような存在なのだろうか。また、動物の生死は人間の都合によって簡単に決められてよいのだろうか。このような倫理的な問題を考えるにあたり、動物保護に関して先進国であるドイツの状況を知ることは、我々にとって大きな意味を持つと思われる。というのも、ドイツでは、動物保護関連の法律や保護運動における倫理的な基盤は、人間のためではなく動物自身のための動物保護に置かれているからである。いうまでもなく、ドイツをはじめヨーロッパにおける牧畜、肉食文化には歴史があり、動物との付き合いは長い。しかし、あるいはだからこそ、時代が進むにつれ、人間中心主義的な倫理観から離れ、少しでも動物の福祉、権利に配慮しようとする方向へと社会全体が向かっているのではないだろうか。動物の権利に関してはさまざまな考え方があり、人間の権利と比較した場合、それをどこまで認めるかに関して性急に決定することは容易ではない。しかし、少なくとも、現時点で可能な範囲でこの問題と取り組み、最善を尽くそうとしているのがドイツやヨーロッパの現状であると思われる。そこから我々が学ぶことは決して少なくないであろう。

本稿ではまず、ドイツにおける動物保護に関連する法律の歴史を、第二次大戦前から戦時中、次に戦後及び現在へと辿る。その後、欧州各国の法律に影響を与えてきた欧州協定について言及する。さらに、動物保護に関する各種団体を取り上げ、ドイツにおける動物保護の現状を概観する。

1. ドイツにおける動物保護法の歴史

1. 1 第二次大戦前

ドイツにおける近代的な動物保護に関する法制度は19世紀に遡る。当時のドイツはまだ各地に領邦国家が分立する状況であったが、ザクセン、バイエルン、プロイセンの法律に動物虐待罪が規定されたのが動物保護に関連する法制度としては最初である。同様の規定は、1871年にプロイセン王国が中心となり統一されたドイツ帝国の「ドイツ刑法典360条13号」(1871年)にも採り入れられた。そこでは、「公然と又は不快感を生じさせるような仕方で動物を意地悪く虐待し又は粗暴に取り扱った者」は、軽犯罪として150マルクの罰金又は拘留の刑罰を受けるものとされている。ここで留意しておきたいのは、「公然と又は不快感を生じさせるような仕方」(öffentlich oder in Aergerniß erregender Weise) という語句にみとれるように、この法律は、動物自体を保護するのではなく、人間の感情を保護することを目的としている。つまり、動物側の視点に立った保護ではなく、人間中心的な動物保護であったといえる⁴⁾。

その後ドイツは、第一次大戦、ワイマール共和国時代を経て、ナチスの政権下へと移行していくが、そのナチス政権時代の1933年11月24日に動物保護に関する法律として公布されたのが、「ライヒ動物保護法」(Reichstierschutzgesetz) である。ナチスは、動物の愛護に非常に熱心であったといわれている。ヒトラー自身も自ら犬を飼うなど動物好きであったことが知られており、さらには肉食主義者だったという説もある⁵⁾。また、それらの事情とは別に、ナチスの動物保

4) 浦川 2003: 195。ドイツ語原文は、Höinghaus 2006: 252より。

5) サックス 2002: 48。

護政策の背景には当時のドイツ社会の状況があったと考えられる。当時、ドイツでは、自然保護や動物保護に対する関心が人々の間で高まっていた。こうした中、社会の支持を得るためのひとつの手段として、ナチスは動物保護に目をつけたのである⁶⁾。

ライヒ動物保護法は全5章15条からなる。その構成は、第1章「動物に対する残虐行為」、第2章「動物保護の対策」、第3章「生きている動物の実験」、第4章「罰則」、第5章「結語」となっていた。この法律が誕生するにあたって、帝国内務省による立法趣意書には、動物は人間のためではなく「それ自体のために」保護されることが宣言されている。つまり、ライヒ動物保護法は公序良俗の観点からではなく、動物の福祉の観点から動物の虐待を禁止している点で、ドイツ帝国時代の罰則とは異なる⁷⁾。

ライヒ動物保護法の第1章1条は「動物を不必要に苦しめたり手荒く虐待することを禁ずる」という文章から始まる。第2章2条では、動物に対する禁止行為が具体的に述べられている。たとえば、6項「猫、狐、又はその他の動物に犬をけしかけたり、これにより犬の力を試すこと」、12項「生きている蛙の腿をちぎったり切断すること」という様にてある。その他、飼育動物の放棄の禁止、馬の断尾の禁止など、禁止事項は多岐にわたる。第3章では生きている動物に痛みや損傷を与える実験が原則禁止されている（その例外は7条、8条で詳しく規定されている）。第4章では罰則について書かれているが、虐待行為に対しては最高で2年の懲役刑、又は罰金刑、もしくはその両方が課されるとされている（第4章9条）。動物実験に関して違反した者も同様に、最高6か月の懲役刑、又は罰金刑、もしくはその両方が課される。このように、この法律は、当時としては世界でも稀なほどの詳細かつ厳格な規定を有するものであった。なお、動物実験に関しては、当初はヒトラーも全面禁止を意図していたようだが、次第に例外が認められるようになっていった。というのも、人体実験が行われる中で、その対照実験としての動物に対する実験が必要とされたからであり、その意味ではナチスは動物実験をむしろ奨励していたともいえる⁸⁾。

ところで、上記の動物保護法に先立つ1933年4月21日に、「動物の屠殺に関する法律」（Gesetz über das Schlachten von Tieren）が公布された。この法律の第1条1文には、「温血動物の屠殺の際には、血を抜き取る前に麻酔させねばならない」との記述がある。この文章にはもちろん、動物を苦痛から救うという目的がみとれる。しかしまた同時に、ユダヤ教の教えに則った屠殺方法（コーシャ屠殺）では、動物の血を完全に抜き取るために麻酔せずに頸動脈を切るため、この法律がナチスのユダヤ人迫害とも結びつくものと捉えることもできる。すなわち、非人道的に動物を殺す者＝ユダヤ人は罪ある者たちだ、と。もっとも、法律の条文にはっきりと「ユダヤ人」や「コーシャ」への言及があるわけではない。なぜなら、それらを明記すると、宗教の自由を保障した1919年のドイツ憲法に反するからである。しかし、この法律によりコーシャ屠殺は事実上禁止されたといえる⁹⁾。

6) 西村 2006: 57.

7) 西村 2006: 60., Lindemann 2010: 3-4.

8) サックス 2002: 172-174. なお、サックス（2002）の付録にはライヒ動物保護法の全訳が掲載されている。

9) サックス 2002: 170.

1. 2 第二次大戦後から現在

現在ドイツでは、動物保護に関する法はどのように整備されているのだろうか。まず、ナチス時代に制定された動物保護法は、戦後に数度の改定が加えられている¹⁰⁾。ただし、改正を重ねるごとに、動物に対する視点は変わってきた。1972年7月24日の初めての改正では、第1条が「この法律は、動物の生命及び健康に奉仕するものである」と改められ、倫理的な視点が加えられた¹¹⁾。この箇所は1986年の改正ではさらに、「この法律の目的は、同胞 (Mitgeschöpf) としての動物に対する人間の責任において、動物の生命及び健康を保護することである。何人も、合理的な理由なしに、動物に痛みや苦しみ、又は傷害を与えてはならない」と、人間の「同胞」として動物の地位がより高められる形で書き直された¹²⁾。その後も数度の改正が重ねられ、現行する動物保護法は2006年の改正版である（後掲資料1参照）。

動物保護法の第3章「動物の殺害」では、脊椎動物は原則として気絶させたくて屠殺すること、温血動物は血抜きをする前に気絶させる場合にのみ屠殺できることが定められている。ただし、コーシャ屠殺は例外的に、宗教上の必要性がある場合に主務官庁によって認可が与えられることになっている。なお、後述するように、この条項は後に基本法の改正へと繋がる。

第5章「動物実験」では、動物実験が不可欠であると考えられる目的を以下の点に限定している。

1. 人又は動物の病気、苦しみ、身体的傷害もしくは身体的不調を予防する、知見を得る、もしくは治療する目的、又は生理的状态もしくは機能の知見を得る、もしくはそれらの影響を知る目的、
2. 環境に対する危険性の知見を得る目的、
3. 人もしくは動物の健康に対する危険が無いことに関して、又は有害な動物に対する効能に関して、物質又は製品を検査する目的、
4. 基礎研究の目的¹³⁾。

動物実験が不可欠であると考えられる場合は、「特に科学的知見のそのつどの状況に基礎を置かなければならず、かつ、追究している目的が他の方法又は手順によっては達成できないか否かについて吟味されなければならない」とされている。なお、タバコ製品や洗剤、化粧品の開発のための動物実験は原則として禁止されている。さらに、脊椎動物に対する動物実験を行うおうとする者は、主務官庁によって実験計画の認可を受けなければならず、実験が行われる施

10) 1972年、1986年、1998年に、大幅な改正が行われている。現行の動物保護法は、1998年版の条文が整理された新たな版である。なお、1971年に基本法74条20号に動物保護に関する規定が加えられ、動物保護に関して連邦法で定めることが可能になったことが、1972年の動物保護法の改正に繋がった。（浦川 2003: 2）

11) Lindemann 2010: 5.

12) Lindemann 2010: 8-9.

13) 訳は、浦川（2003）を参考に一部を改訳している。

設の経営者は一人以上の動物保護受託者（Tierschutzbeauftragte）を任命し、主務官庁に届け出る義務がある。この動物保護受託者は専門家（獣医学、医学又は生物学—動物学—を大学で修めた者）でなければならず、監視体制が強化された内容となっている。

動物保護法の改正は基本法や民法にも影響を与えた。ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland）¹⁴⁾は、前文と全11章146条からなるが、1994年11月に、「国家はまた、将来の世代に対する責任において、立法による憲法の枠内で、あるいは執行権と司法による法に従い、自然的な生活基盤を保護する」（20a条）という自然保護の一文が採り入れられた。自然保護が国家目標となった背景には、経済発展に伴う公害や環境破壊の問題があり、自然に対するドイツ国民の意識が高まったためである。その後2002年7月にこの20a条の改正が行われた。そこで、上記の「生活基盤を」の箇所が「生活基盤及び動物を」に変更された。このことから、ドイツにおける動物保護は、環境保護と同じ文脈、あるいは環境保護の延長線上において考えられているといえる。なお、基本法に動物保護規定が採り入れられるきっかけになったのは、ヘッセン州に住む肉屋を営むとあるイスラム教徒の訴えであった。行政裁判所は彼に対し、コーシャ屠殺を禁じる判決を下した。これに対し彼は、職業及び宗教の自由が侵害されているうえにコーシャ屠殺が認められている州もあることは、基本法の平等の原則に反するとして連邦憲法裁判所に訴えた。結果、連邦憲法裁判所によって行政裁判所の判決は違憲とみなされた。この判決は、イスラム教徒からは歓迎されるものであったが、動物保護団体は批判し、基本法に動物保護の規定を盛り込むべきだと主張した。やがて、世論の高まりも手伝い、20a条が改正されることとなった¹⁵⁾。また、民法（Bürgerliches Gesetzbuch）（1990年8月20日改正）の90a条にも、「動物は物ではない」（Tiere sind keine Sachen）の一文が加えられた。ただし、これに続く文章には、「動物は特別法により保護される。特別の定めがない限り、動物には物に関する規定が準用される」とあり、この条文だけを見ると、動物と物との境界は曖昧だといえる。しかし、90a条と共に新設された民法903条では、「動物の所有者は、その権能を行使するにあたって、動物保護のための特別規定を遵守しなければならない」とされており、動物はその他の物（たとえば家具など）とは一線を画するものとして認められているといえる¹⁶⁾。このことは、民法251条2項2文「負傷した動物の治療により生じた費用が、その動物の価値を著しく超えても、その費用は過分ではない」においても確認することができる。つまり、他人によって動物が傷害を負った場合、その動物の価値に関係なく、治療に必要な全額を賠償請求できるのである¹⁷⁾。これらの条項から、単なる物と動物との違いが民法では示されているといえる。

ところで、ドイツにおけるペットの飼育数は犬猫だけをみても、犬約500万頭、猫約600万頭を数える¹⁸⁾。そうした中、ドイツに特徴的な制度として、犬税（Hundesteuer）という税金の存

14) ドイツ連邦議会のホームページでは基本法の全文を閲覧することができる。（<http://www.bundestag.de/dokumente/rechtsgrundlagen/grundgesetz/index.html>）

15) 20a条が改正に至るまでの詳しい経緯は渡邊（2011）を参照のこと。

16) Lindemann 2010: 14ff., 浦川 2003: 200.

17) 浦川 2003: 197.

18) 吉田真澄「ドイツのペットと動物事情」『ペット六法用語解説・資料篇』（2006）18頁所収。

在が挙げられる。犬に対する税金はそもそも18世紀にイギリスで始まったものだが（その後1990年に廃止）、ドイツでは1810年来の歴史を有する。犬の飼い主には、犬税の支払い義務が課せられる。額は各自治体によって異なり、年間5～160ユーロと幅がある。たとえばベルリンでは120ユーロ（2頭目以降は180ユーロ）、ミュンヘンでは100ユーロ（2頭目以降も同額）となっている¹⁹⁾。納税者にはその証明を示す小さなプレートが与えられる。犬を外に連れ出す場合には、これを首元などの目に見える位置につけなければならない。なお、犬に関しては、憲法改正に伴い2001年に、「犬の保護に関する条例」（Tierschutz-Hundeverordnung）が公布された²⁰⁾。この条例では、子犬を生後8週齢以前に母犬から引き離してはならないこと、犬の戸外での運動、犬の繁殖、屋外飼育・屋内飼育の環境、檻の大きさ、給餌、そしてそれらに違反した場合の罰則など、犬に関する様々な事項が規定されている（後掲資料2参照）。さらに、危険犬の国内への持ち込みを制限する法律も存在する²¹⁾。また、犬以外にも、屠殺に関する条例²²⁾、家畜を保護するための条例²³⁾、動物輸送に関する条例²⁴⁾、その他多くの動物関係の条例が制定されている。それらに加え、州ごとにも動物に関する条例が存在する。このように法整備が進んでいる状況を見ると、動物に対する人間の責任がドイツではいかに重く受け止められているかがわかる。しかし、このことは、ドイツだけに限らず、欧州全体をみてもいえることである。次に、動物に関してどのような欧州協定があるのかみていきたい。

2. 欧州協定

欧州評議会²⁵⁾による動物保護に関する欧州協定は、各国の動物保護法に影響を与えてきた。制定年順に、以下の5つの協定が存在する²⁶⁾。ドイツはこれらの協定すべてを批准している。

- ・「国際輸送における動物保護のための欧州協定」（1968年12月署名開放、1971年2月発効、改正版2003年11月署名開放、2006年3月発効）

15か国が批准、改正版には11か国が批准（2012年3月時点）。ドイツの批准は1974年（改正版には2007年）。全8章52条（改正版41条）。動物を国際輸送する際の面積、換気、衛生、

19) 2011年度時点。「犬税に関するデータバンク」（<http://www.hundesteuer-datenbank.de/>）より。

20) 2001年5月2日公示。

21) 「危険犬の国内への持ち込みまたは輸入の規制に関する法」（Gesetz zur Beschränkung des Verbringens oder der Einfuhr gefährlicher Hunde in das Inland）2001年4月12日公示。

22) 「屠殺に関する条例」（Tierschutz-Schlachtverordnung）1997年3月3日公示。

23) 「有用動物飼育に関する条例」（Tierschutz-Nutztierhaltungsverordnung）2001年10月25日公示。

24) 「輸送動物に関する条例」（Tierschutztransportverordnung）2009年2月11日公示。

25) 欧州評議会（Council of Europe）は、1949年にフランスのストラスブールに設立された国際機関で、加盟国は47か国（EU全加盟国、旧ユーゴ諸国、ロシア、ウクライナ、トルコ）である。人権、民主主義、法の支配等の分野で活動を行っている。欧州評議会の概要は外務省のホームページで得ることができる。（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html>）

26) 欧州評議会のホームページ（<http://conventions.coe.int/>）で、各協定の全文を閲覧することができる。

輸送手段、餌・水、積み込み・積み下ろし、獣医の補助に関して規定している。

- ・「農業目的のために保有される動物保護のための協定」(1976年3月署名開放、1978年9月発効)

33か国が批准(2012年3月時点)。ドイツの批准は1978年。全3章18条。畜産動物を保護することを目的としているが、ここには食用の動物だけではなく、ウールや毛皮などの生産のために飼育される動物も含まれる。それらの動物を不必要な苦しみや傷害から保護することを目的とする。

- ・「屠殺動物保護のための協定」(1979年5月署名開放、1982年6月発効)

25か国が批准(2012年3月時点)。ドイツの批准は1984年。全4章24条。屠殺の装置や動物の扱い方、血抜き前の気絶の禁止、気絶の手段などについて規定している。儀式的屠殺や緊急を要する場合の屠殺などにおいて血抜き前に気絶させる場合も、動物の痛みや苦しみを回避しなければならないとする。

- ・「実験その他の科学的目的に使用される脊椎動物保護のための欧州協定」(1986年3月署名開放、1991年1月発効)

22か国が批准(2012年3月時点)。ドイツの批准は1991年。全12章38条。実験数と実験に使われる動物の数を減らそうとするものである。代替方法がない場合を除き実験を行わないことや、すべての研究が代替法を用いることを奨励している。また、可能な限り動物の痛みや苦しみを回避することを望ましいとしている。

- ・「ペット動物保護のための欧州協定」(1987年11月署名開放、1992年5月発効)

22か国が批准(2012年3月時点)。ドイツの批准は1991年。全7章23条からなる。前文においてまず、生物全般を尊重することに対する人間の道徳的責任、ペット動物が人間の生活を豊かにする一方で様々な問題ももたらすこと、ペット動物が健康的で幸福な状況に常にあるとはいえないこと、などについての言及がある。本文では、ペット動物の定義、ペット動物の取引や繁殖等に関する定義から始まり、ペット動物に対して不必要な苦しみ、苦難を引き起こしてはならないこと、遺棄の禁止、外科手術(治療目的以外での断尾、断耳、声帯切除、抜爪・拔牙の原則禁止)などの内容になっている²⁷⁾。

なお、上記の協定において動物実験に対する代替法(コンピューターモデル、細胞試験など)が奨励されてはいるが、EU全体では年間1,200万匹の動物が今なお実験に用いられている²⁸⁾。ただし、化粧品業界における動物実験はすでに禁止されており、2013年3月にはEU域外で動物実験がなされた化粧品の販売も禁止される予定である²⁹⁾。

27) 『ペット六法用語解説・資料篇』(2006) 33-36頁には全訳が掲載されている。

28) ドイツの公共放送ARDのニュース番組「ターゲス Schau」(tagesschau)の2010年9月8日付オンライン記事より。(http://www.tagesschau.de/ausland/tierschutz100.html)

29) 日本の化粧品業界では、未だ多くの企業が動物実験を行っている。なお、国内最大手の資生堂は2011年3月までに自社での動物実験を廃止し、今後はEUの動きにあわせ、2013年3月までに外注も含めた動物実験の全廃を目指している。資生堂の企業ホームページ (http://www.shiseido.co.jp/) より。

3. 動物保護団体

法律と並んで、動物保護の一端を担うのが動物保護団体である。動物保護と動物の権利擁護に敏感なドイツには、数多くの動物保護団体が存在する。その中でも、ヨーロッパ最大規模の団体として、「ドイツ動物保護連盟」(Deutscher Tierschutzbund e.V.)が挙げられる。この連盟は、動物虐待に対する機関として1881年に創設された³⁰⁾。傘下には、16州の団体と700超の動物保護協会(Tierschutzverein)が加盟している。これら動物保護協会には500以上の動物保護施設(Tierheim)及び80万人以上の会員が含まれる。動物保護施設はドイツ全土に存在するが、たとえば1901年に開設されたベルリンの施設はドイツ最古にして最大の規模を要する。運営は、州からの助成金ではなく、個人の会費や寄付、相続金による³¹⁾。犬、猫に限らず、鳥、うさぎやネズミといった小動物、ヤモリやカメなどのエキゾチックアニマル、家畜なども保護し、新しい飼い主を見つけること(有料で譲渡)が主な活動内容である³²⁾。さらに、年4回の会報誌の発行、子供向けの動物保護に関する授業の提供、獣医学の学生の実習受け入れなども行っている。彼らの保護活動の特徴として、原則として安楽死を行わないことが挙げられる。動物が重篤の場合に痛みから解放する意味において安楽死が選択されることもあるが、その場合もあらゆる治療の可能性を考慮したうえで行われる。

その他の団体も、それぞれ様々な目標を掲げて活動している。「アニマル・エンジェルズ」(Animal Angels e.V.)は、フランクフルトに本部を置く1988年設立の団体である。家畜の長時間に亘る輸送の廃止を主に訴えているが、現在は、ヨーロッパだけでなく、カナダやアメリカ、オーストラリアにも活動の範囲を広げている³³⁾。「アニマル・ピース」(Animal Peace e.V.)は、1987年の設立で、本部をフランクフルトに置く。2万人以上もの会員を有する。動物たちも人間同様に感じたり思考したりできるという観点から、動物が自由に生きる権利を目指しているが、合法的なデモ以外にも動物園などで(暴力の伴わない)非合法的なデモを行うなど過激な側面もある。「アニマル・パブリック」(Animal Public e.V.)は2001年にデュッセルドルフで設立された団体で、野生動物の自由と尊厳を目指す。これにはたとえば、動物園や水族館、サーカス、趣味で狩猟される動物たちが含まれる³⁴⁾。「動物虐待反対連盟」(Bund gegen Missbrauch der Tiere e.V.)は、1922年に動物の「生体解剖反対の会」(Verein gegen die Vivisektion von Tieren)として設立された³⁵⁾。その後、1952年に現在の名称に変更し、本部をミュンヘンに置く。約12,942人(2010年12月時点)の会員を擁する。動物実験の廃止、家畜の飼育環境の向上、サーカスの動物や毛皮生産の禁止などを訴える。彼らはドイツ国内にいくつかの動物保護施設も所有している。また、医師の側から動物実験の廃止を訴える団体として、「動物実験に反対する

30) ドイツ動物保護連盟 (<http://www.tierschutzbund.de/>) より。

31) ベルリン動物保護団体のホームページ (<http://www.tierschutz-berlin.de/>) より。

32) 2009年には11,093匹の動物が保護された。その中には犬1,883頭、猫4,052頭、小動物2,652匹、鳥1,151羽、爬虫類303匹が含まれる。上記ホームページより。

33) アニマル・エンジェルズ (<http://en.animals-angels.eu/>)

34) アニマル・パブリック (<http://animal-public.de/>)

35) 動物虐待反対連盟 (<http://www.bmt-tierschutz.de/>)

医師連盟) (Ärzte gegen Tierversuche e.V.) が存在する³⁶⁾。「医療の進歩は重要だ、動物実験は誤った道だ」というスローガンのもと、動物実験が無意味であることを示す情報の提供やキャンペーン活動等を通し、動物実験によらない医療を目指している。

ドイツではないが同じドイツ語圏のオーストリアで1988年に設立された大きな団体として、「フィア・プフォーテン」(Vier Pfoten e.V.) が挙げられる³⁷⁾。ドイツを含めベルギーやイギリスなど他のヨーロッパ諸国、南アフリカ、アメリカ合衆国など、国際的に動物保護のための活動、プロジェクト、キャンペーン、啓発運動、ロビー活動などを行っている。さらに、ドイツ語圏発ではないが、「PETA」(People for the Ethical Treatment of Animals) は1980年にアメリカで設立された世界最大規模の動物保護団体で、ドイツ、イギリス、オランダ、インド、アジア太平洋地域に支部を持つ。毛皮反対を訴えるにあたって、「毛皮? 裸のほうがまし」(Fur? I'd rather go naked.) のキャッチコピーと共に有名人の全裸のポスターを制作するなどセンセーショナルなキャンペーン活動を行うことで有名だが、彼らのインターネットサイト上にも、動物虐待の写真や映像など、思わず目を背けたくなるものが多数載せられている。また、彼らの過激なパフォーマンスはこれまでに数々の問題も引き起こしている。

なお、ドイツには動物保護を政策の中心に置く政党が存在する。「動物保護党」(正式名称: Partei Mensch Umwelt Tierschutz) は1993年に結成された小政党で、動物保護や動物の権利、環境政策を訴える政党である。約1,000人の党員を抱え、女性の割合が約68%と高いこともこの政党の特徴である³⁸⁾。ちなみに、動物保護党の過去の選挙結果は、連邦議会選挙で0.2～0.5%、欧州議会議員選挙で0.7～1.3%の得票率であった³⁹⁾。

おわりに

このように、日本と比べると動物保護に関して先を行くドイツであるが、動物実験の全廃には未だ至らない点など、動物保護の観点からみれば、まだ十分に満足のいくものともいえない。とはいえ、動物保護に対する欧州社会の成熟度はかなり高いといえる。たとえば、動物実験ひとつをとってみても、日本では実効力のある法規制が存在せず、監視体制が不十分である⁴⁰⁾。また、ペットに関しては、違法な繁殖業者や販売業者が蔓延している現状がある。畜産動物の保護に至っては、ほとんど手をつけられていない状況といえる。日本では、2012年に「動物の愛護及び管理に関する法律」(通称、動物愛護法もしくは動物愛護管理法) が改正される見通

36) 動物実験に反対する医師連盟 (<http://www.aerzte-gegen-tierversuche.de/>)

37) フィア・プフォーテン (<http://www.vier-pfoten.at/>) なお、「フィア・プフォーテン」とは「四つ足」を意味する。

38) 党のホームページ (<http://www.tierschutzpartei.de/>) より。

39) 1994年、1998年、2002年、2005年、2009年の連邦議会選挙及び1999年、2004、2009年の欧州議会議員選挙における結果。

40) 動物実験の削減に関しては、環境省の「動物愛護管理基本指針」(2006年10月31日告示)で、国際的な考え方である「3Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement) が望ましいとの記述があるが、これには法的効力はない。

しである。この法律は1973年に議員立法で制定され、その後1999年（2000年12月1日施行）と2005年（2006年6月1日施行）に主たる法改正が行われている。今回の改正では、ペットショップなどにおける深夜の生体展示の禁止、移動販売の規制、犬や猫の幼齢個体（生後8週齢未満）を親兄弟から引き離すことへの規制といった動物取扱業に関する改正や、動物実験に関する改正が検討されている⁴¹⁾。さらに、2011年3月の震災を踏まえ、自治体に災害時のペットの対処計画を義務付けることなども盛り込まれる予定である⁴²⁾。今後、ドイツや欧州に倣い、日本でも人々の動物保護に対する関心が高まり、また法整備が進められ、それらの結果として動物の福祉が実現されることを願わずにはいられない。

参考文献

- 浦川道太郎（2003）「ドイツにおける動物保護法の生成と展開」『早稲田法学78巻4号』、早稲田法学会、pp. 195-236。
- サックス、ボリア（2002）『ナチスと動物 ペット・スケープゴート・ホロコースト』青土社。
- 渋谷敏（1995）「動物保護法」『外国の立法』34巻1・2号、pp. 208-227。
- 椿久美子（2001）「ドイツのペット法事情」『法律時報』73巻4号、pp. 16-23。
- 西村貴裕（2006）「ナチス・ドイツの動物保護法と自然保護法」『人間環境論集5』人間環境大学、pp. 55-69。
- 福田直子（2007）『ドイツの犬はなぜ吠えない？』平凡社新書。
- ペット六法編集委員会（2006）『ペット六法 第2版 用語解説・資料篇』誠文堂新光社。
- 諸橋邦彦（2011）「欧州におけるペット動物保護の取組みと保護法制」『レファレンス』No. 720、pp. 63-86。
- 渡邊斉志（2002）「ドイツ連邦共和国基本法改正—動物保護に関する規定の導入」『外国の立法214』、pp. 177-184。
- Höinghaus, Richard (2006) *Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich mit der Strafgesetz-Novelle von 1876. Erläutert durch die amtlichen Materialien der Gesetzgebung und die Entscheidungen des Preuß. Obertribunals von 1870 bis 1876*. Adamant Media Corporation.
- Lindemann, Gesa, N. Lüdtke & H. Matsuzaki (2010) Die Stellung des Tieres in der Entwicklung der Tierschutzgesetzgebung in Deutschland, Japan und den USA. *AST-Diskussionspapiere 6 2010*, Carl von Ossietzky University of Oldenburg, Department of Social Sciences. (<http://www.ast.uni-oldenburg.de/download/dp/ast-dp-6-10.pdf>)

関連ウェブサイト

- 欧州評議会 (<http://conventions.coe.int/>)
- ドイツ連邦官報オンライン版 (<http://www1.bgbl.de/>)

41) 中央環境審議会動物愛護部会、動物愛護管理のあり方検討小委員会「動物愛護管理のあり方検討報告書」（2011年12月）より。（<http://www.env.go.jp/council/14animal/r143-01.pdf>）

42) 2012年2月26日配信の読売新聞オンライン記事より。（該当ウェブページは既に削除されている）

【資料 1】

動物保護法（Tierschutzgesetz）概要

2006年5月18日公示の正文における（連邦官報第1部1206頁）

第1章 原則

法律の目的。同胞としての動物に対する人間の責任（1条）。

第2章 動物の保有

動物の保有者又は世話する者の義務（2条）、動物の取引と輸送の要件（2a条）、及びそれらに関する禁止規定（3条）。

第3章 動物の殺害

脊椎動物は原則として気絶させたいうで屠殺すること（4条）、温血動物は血抜きをする前に気絶させる場合にのみ屠殺できること、コーシャ屠殺に関しては、主務官庁の認可のもとで例外的に可能であること（4a条）、殺害及び気絶の方法（4b条）。

第4章 動物の手術

脊椎動物を麻酔無しに手術を行ってはならない、温血の脊椎動物、両生類及び爬虫類の麻酔は獣医によって行われなければならない（5条）、脊椎動物の肢体の切断、あるいは臓器又は組織の摘出、破壊は原則的に禁止される（6条）、例外について（6a条）。

第5章 動物実験

動物実験を行うことが不可欠である場合の目的に関して（7条）、脊椎動物実験の際の認可義務（8条）、認可を要しない動物実験の届出義務（8a条）、脊椎動物に対する動物実験を行う施設の経営者による動物保護受託者の任命と届出の義務（8b条）、動物実験の実施に関して（9条）、動物実験の記録作成義務（9a条）。

第6章 職業教育、再教育又は継続教育のための手術及び治療

職業教育等のための手術及び治療は、大学その他学術上の施設又は病院においてのみ行うことができる（10条）。

第7章 原材料、製品もしくは生体の製造、産出、保存又は増殖のための手術及び治療

原材料、製品もしくは生体の製造、産出、保存又は増殖のための、脊椎動物に対する痛みや苦しみ、傷害を伴う手術及び治療は、7条2項及び3項の条件のもとで行われなければならない、また、主務官庁への届け出が必要（10a条）。

第8章 動物の飼育、保有、動物の取引

脊椎動物の実験目的のための飼育、保有には主務官庁の許可が必要（11条）、脊椎動物を実験目的のために飼育、保有、取引する者の記録作成義務（11a条）、苦痛を伴う飼育の禁止（11b条）、保護者の同意を得ない満16歳未満の児童又は少年への脊椎動物の譲渡の禁止（11c条）。

第9章 持込み・取引・保有の禁止

動物保護に違反する行為によるものと想定される傷害を持つ脊椎動物の保有及び展示の禁止、及び特定の動物の輸入及び輸出、動物保護に違反する行為によると想定される傷害を持つ脊椎動物の国内への持込み・保有・展示等に対する連邦省の権限に関して（12条）。

第10章 動物保護のためのその他の規定

脊椎動物の捕獲、隔離、放逐のために装置又は物質を用いることは、それにより脊椎動物に対し回避可能な痛み、苦しみ、傷害が伴う場合は禁止される（13条）。飼養システム及び家畜小屋施設、屠殺の際の麻酔具及び麻酔装置の自主的検査手続に関する連邦省の権限について（13a条）。

第11章 法律の施行

連邦財務省及び同省によって指定された税関所は、動物の輸入及び輸出の監視の際に協力すること（14条）、この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規命令の実行は、州法律に基づく主務官庁の責務であること、連邦国防軍の領域においては、この法律及びこの法律に基づいて発せられた法規命令の実行は、連邦国防軍の所轄部署の責務であること（15条）、州の法律に基づく主務官庁は、実験計画の認可の際に拒否される事例等に関して連邦省への通報義務があること（15a条）、主務官庁による監視の対象（16条）、主務官庁による監視措置（16a条）、連邦省による動物保護委員会の任命（16b条）、脊椎動物の動物実験の主務官庁への届出義務に関する連邦省の権限（16c条）、連邦省による一般行政規則の公布（16d条）、動物保護進展の状況について、ドイツ連邦議会に対してなされる連邦政府による2年ごとの報告（16e条）、欧州共同体の他の構成国への情報の提供（16f条）、他の構成国の主務官庁及び欧州委員会との通信が連邦省の責務であること（16g条）、構成国以外で欧州経済圏に関する協定の締結国への16f条及び16g条の準用（16h条）、他の構成国からの動物輸送の実施に関するもので、主務官庁と処分権者との間の係争の専門家による仲裁（16i条）。

第12章 刑罰規定及び過料規定

脊椎動物に対する刑罰行為（17条）、秩序違反に当たる行為（18条）、秩序違反と推測されうる構成要件を明示する連邦省の権限（18a条）、動物の没収（19条）、違法行為により有罪判決を受けた者あるいは責任能力の無いことが立証された者の動物保有の禁止（第20条）、仮の動物保有禁止（20a条）

第13章 経過規定及び最終規定

動物実験の際の移行規定（21条）、欧州共同体法の命令への授權（21a条）、失効（21b条）、施行（22条）

* 訳は、浦川(2003) (1998年5月25日公示版全訳)、及び渋谷(1995) (1993年2月17日公示版全訳)を参考にした。

【資料 2】

犬の保護に関する条例（Tierschutz-Hundeverordnung）概要

2001年5月2日公示の正文における（連邦官報第1部838頁）

頭語

第1条 適用範囲

この条例は、犬（*Canis lupus f. familiaris* イエイヌ）の飼育と繁殖に適用される。

第2条 飼育に対する一般的な要求

犬には、屋外での十分な運動と飼育者との十分な接触が与えられなければならない。複数の犬を同じ敷地内で飼育する場合は、原則として集団で飼育しなければならない。一頭飼いの場合は、犬の共同生活への欲求を満たすために、飼育者と接触する時間を毎日幾度にもわたり長めに取らなければならない。子犬は生後8週齢以前に母犬から引き離してはならない。これは、獣医の診断により母犬もしくは子犬を、痛み、苦しみ、傷害から保護する必要がある場合は適用されない。複数の子犬を母犬から予定より早く引き離す必要が生じた場合は、それらの子犬を生後8週齢までは互いに引き離してはならない。

第3条 商業的繁殖の際の世話に対する要求

犬を商業的に繁殖する者は、10頭までの繁殖犬とその子犬ごとに、必要とされる知識及び能力を主務官庁に証明した飼育者を一人置くことを保障しなければならない。

第4条 屋外飼育に対する要求

屋外で犬を飼育する者は、犬に、小屋の外部に天候から守られた日陰になる断熱された床の寝場所を用意しなければならない。小屋は、断熱され健康に無害の材料から作られ、犬が負傷したり濡れたりするものであってはならない。また、犬がその行動に適して動いたり横になったりでき、暖房できない場合は内部を犬の体温で温かく保てなければならない。

第5条 屋内飼育に対する要求

自然採光が確保される空間でのみ犬の飼育が許される。室内には十分に新鮮な空気が確保されなければならない。自然採光のための窓の大きさは室内の床面積の少なくとも8分の1の大きさがなくてはならない。自然採光が僅かな場合は、自然の昼夜のリズムに合わせて照明を用いなければならない。室内には十分に新鮮な空気が確保されてなければならない。

第6条 檻での飼育に対する要求

犬に体高に応じて、檻は以下の条件を満たしておかなければならない。その際、床の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍はなくてはならず、また、どの辺も2mより短くてはならない。

体高 cm	最小床面積㎡
50 未満	6
50 以上 65 未満	8
65 以上	10

同じ敷地内で複数の犬を個別に檻で飼育する場合は、犬が互いにアイコンタクトを取れるように檻を配置しなければならない。檻内では犬を繋いではならない。

第7条 繋留での飼育に対する要求

繋留は、少なくとも6mの長さのある自由に滑走するレールに取り付けられなくてはならない。犬が、少なくとも横に5m動けなければならず、小屋に障害なく辿りつくことができ、横になったり向きを変えたりできなくてはならない。生後12か月未満の犬、妊娠後期もしくは授乳中の犬、繋留が痛みを与えることになる病気の犬の繋ぎ飼いは禁止される、等。

第8条 給餌と世話

飼育者は、十分な量と質を備えた水を常に、及び十分な量と質を備え且つ犬種に適した餌を与えなければならない。飼育者は、犬を定期的に世話しその健康に気を遣わなければならない。

第9条 一時的な飼育に関する例外

主務官庁は、拾得された犬や官庁によって没収された犬を受け入れる施設に対して、一時的な犬の飼育を期限付きの例外として認めることができる。

第10条 展示の禁止

特定の犬種の特徴を完全あるいは部分的に達成するために、身体の部分、特に耳と尾を切断した犬を展示すること、あるいはそのような犬の展示会を催すことを禁止する。

第11条 動物保護法第11b条2項に拠る攻撃性増加

動物保護法11b条2項に拠り、過度の攻撃および闘争行為を示す犬には攻撃性の増加がみられる。他のイヌ科動物との交配を禁止する。

第12条 秩序違反

動物保護法18条1項No.3のaにおいて、故意又は過失による次の行為は秩序違反となる。子犬を母犬から引き離す（2条）、10頭までの繁殖犬とその子犬ごとに1人の飼育者を置くことを保証しない者（3条）、等。

第13条 移行規定

繁殖業者に対して、3条は2002年9月1日以降適用される。他、条項が適用されるまでの移行規定に関して。

第14条 発効及び失効

この条例は2001年9月1日に発効する。それと同時に、「犬の屋外飼育に関する条例」(1974年6月6日公示)は失効する。

結語

*上記の概要は、条例全体において特に重要と思われる箇所だけである点を断っておく。